

# 市職員向け簡易救命講習業務

## 仕様書

令和5年（2023年）6月

吹田市消防本部 警防救急室

本仕様書は、吹田市消防本部警防救急室が市職員向け簡易救命講習業務を円滑かつ効果的に運営するために、必要な事項を定めるものとする。

## 第1 契約業務名

市職員向け簡易救命講習業務

## 第2 業務の目的

令和5年度～令和6年度にかけて、吹田市全職員が救命講習を受講できる環境を整え、AEDに特化した短時間で効率的かつ効果的な救命講習を行い、救命スキルの向上、市内公共施設内の救命率の向上を図ることを目的とする。

## 第3 履行場所

吹田市内各公共施設 研修室等

(履行場所については、事前に警防救急室が指定する)

## 第4 派遣職員(講師)人数

講習会1回につき受講生最大30名に対し、有効に指導が行えると考えられる人数とする。

## 第5 履行期間等

- 1 履行期間：契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで
- 2 講習会実施日：契約締結日から令和7年(2025年)3月31日までの平日のうち吹田市消防本部警防救急室が指定する日とする。
- 3 講習対象者：吹田市全職員(参考：約2800名)
- 4 講習会実施時間：講習会1回につき1時間とする。
- 5 講習会回数：令和5年度40回、令和6年度100回の計140回実施する。また1日あたり最大午前2回、午後3回の計5回行うものとする。  
(1回あたりの講習会募集人数：定員30名)

## 第6 業務内容

- 1 事業者(派遣元)の行う業務
  - (1) 講師の履行場所への派遣
  - (2) 指導内容(レッスンプラン)の作成
  - (3) 未受講者及び受講者に対するフォローアップ体制の確立
  - (4) 受講者からの質疑に適切に対応
  - (5) 警防救急室及び講習実施会場との連絡調整

- (6) 簡易救命講習会で使用する教材及び動画等の提供
- (7) 講師資格者への研修の実施

## 2 派遣職員（講師）の行う業務

講習会に派遣された講師は、以下について受講生に指導を行うもの。

- (1) 応急手当の重要性（心停止の予防等を含む）の説明
- (2) 胸骨圧迫の方法
- (3) AED使用方法と注意点
- (4) 救命の手順（展示・実技）

## 3 未受講者及び受講者に対するフォローアップ業務

履行期間内に救命講習会に1回も参加できず、未受講となる見込みの職員及び受講者が必要に応じて復習したい場合に対して、WEB上でいつでもどこでも学習が出来る場を提供すること。

- (1) インターネット上でテキストや動画を閲覧ができ、テスト等で習得状況を確認できること。
- (2) 自席や自宅で、胸骨圧迫の疑似体験ができること。
- (3) WEBコンテンツに関する著作権は、事業者へ帰属するものとする。ただし、吹田市全職員に関しては、無償で閲覧できること。
- (4) WEBコンテンツの閲覧可能期間は、履行期間及び履行期間終了後の令和7年（2025年）9月30日までとする。

## 第7 派遣職員（講師）の要件

- 1 消防が発行している応急手当指導員及び応急手当普及員若しくは消防発行の資格に相当する派遣元事業所独自の講師認定資格を有していること。
- 2 救命講習会の講師業務を複数回経験しており、優れた指導技術を有していること。
- 3 魅力的なコンテンツを利用し、効果的に講習会を進行できること。
- 4 受講者と積極的且つ円滑にコミュニケーションを図れること。
- 5 熱意を持って応急手当の指導にあたれること。
- 6 職務専念義務、守秘義務を遵守すること。
- 7 事業者（派遣元）の指示を遵守すること。

## 第8 その他

- 1 派遣元は、契約締結後すみやかに警防救急室と協議し、派遣計画表を作成するものとする。
- 2 派遣元は、事前に吹田市における消防・救急行政の把握に努めるほか、市内のAED設置状況や吹田市消防本部が実施する救急講習等の実態について情報を収集し、分析した結果を提案事業に反映させること。

- 3 派遣元は、吹田市情報セキュリティポリシー、吹田市教育情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守しなければならない。
- 4 この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、警防救急室と派遣元の双方で誠意をもって協議して定めるものとする